# 財政状況等一覧表(平成21年度決算)

団体名 八峰町 (単位:百万円)

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	
A	B	債発行可能額C	
727	3,111	320	4,158

#### 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,044	6,745	299	272	233	7,788	基金繰入224
町営診療所特別会計	95	70	25	25	0	0	
一般会計等	7,134	6,809	324	298		7,788	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

### 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
八峰町営簡易水道事業特別会計	305	270	35	35	50	1,033	449	
八峰町公共下水道事業特別会計	428	418	10	10	284	2,965	2,615	
八峰町農業集落排水事業特別会計	432	419	12	12	63	806	671	基金繰入19
八峰町漁業集落排水事業特別会計	43	39	4	4	25	461	343	
国民健康保険事業勘定特別会計	1,198	1,064	133	133	60	-	-	基金繰入9
老人保健特別会計	4	4	0	0	1	-	-	
介護保険事業勘定特別会計	958	865	93	93	136	-	-	
後期高齢者医療特別会計	86	86	0	0	29	-	-	
公営企業会計等 計				288		5,265	4,079	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
  - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

### 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

								(単位・日ガロ)
一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
秋田県市町村総合事務組合(一般会計)	15,532	15,294	237	237	1,047	0	0	
秋田県市町村総合事務組合(交通災害共済事業 等特別会計)	167	145	22	22	0	0	0	
秋田県市町村会館管理組合	126	106	20	20	0	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	451	432	19	19	0	0	0	
秋田県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	132,767	128,389	4,378	4,378	1,293	0	0	
能代山本広域市町村圏組合(一般会計)	3,713	3,635	77	77	25	1,356	154	
能代山本広域市町村圏組合(特別養護老人ホーム運営事業特別会計)	703	594	109	109	0	10	1	
能代山本広域市町村圏組合(能代山本ふるさと 市町村圏基金特別会計)	2	1	0	0	0	0	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(一般会計)	188	175	13	13	42	23	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(外部サービ ス利用型特定施設事業特別会計)	43	43	0	0	0	0	0	
能代市山本郡養護老人ホーム組合(訪問介護事 業特別会計)	34	34	0	0	34	0	0	
一部事務組合等 計				4,877		1,390	155	·

### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
ハタハタの里観光事業	14	25	60	0	0	0	0	0	
峰浜培養	33	9	5	0	0	0	189	19	
地方公社・第三セクター等 計			65	0	0	0	189	19	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

								(単位:百万円)
	弁	.当可前	も基金	名		平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財	政	調	整	基	金	1,094	1,286	192
減		債	基		金	126	51	△ 75
	その	他充当	当可能	基金		243	307	64
充	当	可能	基	金	計	1,463	1,644	181

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

# 6. 財政指標の状況

財政指標名		平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実 質 赤 字 比	率	10.00	7.10	△ 2.90	△ 15.00	△ 20.00	八峰町営簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比	率	15.80	14.00	△ 1.80	△ 20.00	△ 40.00	八峰町公共下水道事業特別会計	-	-	-
実 質 公 債 費 比	率	18.4	16.4	△ 2.0	25.0	35.0	八峰町農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将 来 負 担 比	率	108.8	77.4	△ 31.4	350.0		八峰町漁業集落排水事業特別会計	-	-	-
財 政 力 指	数	0.20	0.19	△ 0.01						
経 常 収 支 比	率	88.0	85.6	△ 2.4						

- 1.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△~)で表示している。

  - 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
  - 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。